

議案第12号

令和7年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和7年度横芝光町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。
(債務負担行為)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

令和7年12月2日提出

横芝光町長 佐藤晴彦

第 1 表 債務負担行為

事項	期間	限度額
国民健康保険診療報酬明細書点検業務委託	令和 7 年度から令和 8 年度まで	1, 257 千円

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限度額	前年度末まで の支出見込額		当該年度以降 の支出予定額		左の財源内訳			一般財源
		期 間	金 額	期 間	金 額	国県支出金	地方債	その他	
国民健康保険診療報酬明細書点検業務委託	1,257千円		千円	令和8年度	1,257	千円	千円	千円	千円